平成２２年（フ）第１５８４号
福岡市南区大楠３丁目27番１―301号
債務者　棚町　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０１号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目13番20―301号　ノーブルコート21
債務者　澄川　　潔
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲490番地１ＭＩビル508号
債務者　日並　ゆり
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２１号
福岡市東区東浜１丁目７番19号
債務者　山口已津夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２９号
福岡県大野城市下大利１丁目７番３号　コーポときわ202号
債務者　津江　明美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８９号
福岡市南区横手３丁目31番13号
債務者　一万田輪香子（旧姓指方）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９６号
福岡市中央区今川１丁目10番11号
債務者　平井みち子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７００号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―1105号
債務者　友清　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０５号
福岡市博多区麦野５丁目13番32―104号
債務者　眞武　幸彦
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１２号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬18番303号
債務者　白井　　保
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１３号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬18番303号
債務者　白井　純子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２８号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目８―７―103号
債務者　坂口久美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３５号
福岡県朝倉市三奈木1308番地
債務者　田中瑠璃子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３８号
福岡市中央区谷２丁目20番18号
債務者　緒方　義文
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６８号
福岡市東区若宮３丁目21番25号
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７７号
福岡市東区和白１丁目14番53―203号
債務者　今村　廣子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９２号
福岡県太宰府市国分５丁目３番21号
債務者　真弓亜希子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字大川315番地　登川アパート前２―１号
債務者　松川　忠雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部